

令和3年4月8日

保護者の皆様

安来市立赤江小学校
校長 難波 真章

学校での服薬介助・薬の保管について（お願い）

春暖の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では標記の件について、法律に基づき「服薬介助・保管依頼書」を用いて、学校での服薬を実施しています。

つきましては、学校での服薬に介助や保管が必要な方は、別紙の「服薬介助・保管依頼書」にご記入いただき、学校へお知らせください。

なお、家族や児童が自己責任で服薬できる時は、依頼書は提出される必要ありません。ご不明な点などありましたら、いつでもご相談ください。

より安全な教育活動が行えますよう、ご理解ご協力をお願いします。

記

○ 基本的な考え方

法律で、医療的行為（医薬品を使用時の介助など）は、医師・歯科医師・看護師などの免許がない者は行えないと定められています。従って、学校生活の中で服薬が必要である場合は、保護者の管理の下で行っていただくのが原則です。

しかし、児童が学校で薬を自己管理し、使用することが難しい場合があります。この場合、学校が服薬介助や薬の保管を行うには、医療的行為とならないために主に二つのことが必要です。

① 家族の依頼があること ② 医師により処方されたものであること

以上のことから、本校では「服薬介助・保管依頼書」を用いて学校における服薬介助・薬の保管を実施しています。

○ 使用する場合

「服薬介助・保管依頼書」に医師からの指示を記入し、必要な薬をそえて、担任へ提出してください。

- ※ 用紙がなく間に合わない場合は、連絡帳などに必要事項（病名・薬の名前・使用量・使用時間など）をご記入ください。後日お渡しする依頼書等を速やかにご提出ください。
- ※ 実施状況などは、連絡帳などで報告します。

○ 注意事項

- ・ 薬の袋や容器には、必ず名前を書いてください。
- ・ ご家庭の判断で購入された市販薬の投薬依頼には、安全のため応じられません。
- ・ 今回「服薬介助・保管依頼書」は、児童に1枚ずつお渡しします。足りなくなった場合は、担任または養護教諭までお申し出ください。